

○益田市スポーツ推進審議会条例

平成23年12月21日

益田市条例第23号

益田市スポーツ振興審議会条例(昭和37年益田市条例第14号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、益田市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、益田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツ環境の整備及び促進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進についての重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、スポーツに関する識見を有する者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員のうちから互選により定めるものとする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席により、会議を開くことができるものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を会議に出席させ、意見の開陳又は資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の益田市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)の規定により任命された委員である者は、この条例の施行の日において、この条例による改正後の益田市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定により、益田市スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、新条例により当該委員として任命されたものとみなされる者の任期は、旧条例の規定による任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年益田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略